

官報

号外 昭和三十五年五月六日

○第三十四回 衆議院会議録 第二十九号

午後三時三十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請假の件

○議長(清瀬一郎君) お詫びいたします。議員吉田茂君及び同北澤直吉君から、日米修好百年祭に出席並びに米国及び西欧各国の政治事情視察のため、五月十二日から本会期中請假の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

電波監理審議会委員任命につき問意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 次に、電波監理審議会委員に秋山龍君及び丹羽保次郎君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

昭和三十五年五月六日(金曜日)

議事日程 第二十九号

昭和三十五年五月六日

午後二時開議

第一 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(第三十一回国会、内閣提出)

第三 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第六 特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

第十 医療金融公庫法案(内閣提出)

第十一 日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

第十二 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 医療金融公庫法案(内閣提出)

第二十 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

西村榮一君の故議員小西寅松君に対する追悼演説

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

西村榮一君の故議員小西寅松君に対する追悼演説

西村榮一君の故議員小西寅松君に対する追悼演説

第九 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 医療金融公庫法案(内閣提出)

第十一 日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

第十二 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 医療金融公庫法案(内閣提出)

第二十 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第六 特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 医療金融公庫法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 去る四月十四日逝去いたされました議員小西寅松君に對する追悼演説

○議長(清瀬一郎君) 去る四月十四日逝去いたされましたが、西村榮一君が対し弔意を表すため、西村榮一君から発言を求められております。これを許します。西村榮一君

〔西村榮一君登壇〕

内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田悌二君及び中山素平君を任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出がありまます。右申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

〔拍手〕

○西村榮一君 本院議員従四位勳二等議院運営委員長提出

西村榮一君は、去る四月十四日早朝、東京の自宅において、にわかに逝去せられました。私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つぶしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

私は、小西君と、第一十二回総選挙以来、同じ選挙区から毎回出馬して今までおりましたが、平素から何かと親交を重ねて参ったものであります。前日

〔西村榮一郎君〕 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

〔拍手〕

私は、小西君と、第一十二回総選挙以来、同じ選挙区から毎回出馬して今までおりましたが、平素から何かと親交を重ねて参ったものであります。前日

〔西村榮一郎君〕 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

〔拍手〕

私は、小西君と、第一十二回総選挙以来、同じ選挙区から毎回出馬して今までおりましたが、平素から何かと親交を重ねて参ったものであります。前日

まできわめて元気に活躍しておられた
君が、突如として御逝去になつたとの
報に接し、驚愕おくところを知らなかつた次第であります。

参画せられました。昨年十月には、アメリカに渡り、土木事業を視察し、また、わが国の繊維品輸出市場の実態を調査するなど、政治・経済上の見聞を

ぬ、あたたかい手を差し伸べておられました。中でも、受刑者並びに刑余者の保護更生には終始力を尽くし、刑事政策の推進に協力されたことは、君の

よいよその本領を発揮すべき頃達の士がにわかに長逝せられましたことは、邦家のため一大損失でありまして、まさに痛恨きわまりない次第であります

昭和二十五年四月二十七日

官 告 報 (号 外)

まできわめて元気に活躍しておられた君が、突如として御逝去になつたとの報に接し、驚愕おくところを知らなかつた次第であります。

小西君は、明治三十五年九月、泉大津市に出生せられました。君は、幼時より貧家に育ち、小学校さえ中途で退学しなければならないほどであります。だが、独立奮鬥進んで自由労働者の中に身を設じ、実社会を通じて幾多の貴重な体験を重ねられたのであります。

終戦後、君は、政治家となつて広く社会民衆に奉仕せんことを志し、昭和二十一年四月の第二十二回衆議院議員総選挙に出馬し、みこと本院議員の栄冠を得られたのであります。自來、現在まで、連続して当選すること七回、在職十四年の長きに及んでおります。

その間、君は、かつては海外同胞引揚に関する特別委員として、当時なお海外に残留していた多数同胞の引き揚げの促進に力をいたし、最近は、大蔵委員として、国民の税負担の軽減に努力したのを初め、国政上の諸般の問題について、多年の経験を生かして熱心に審議を続けられたのであります。よく国會議員の職務に精励された君の功績は、まことに顯著であると信じます。

君は、また、昭和二十五年には、第三次吉田内閣の賠償政務次官に抜擢せられ、戦後の困難な賠償問題の処理に

参画せられました。昨年十月にはアメリカに渡り、土木事業を視察し、また、わが国の繊維品輸出市場の実態を調査するなど、政治・経済上の見聞を大いに広めて帰朝されたのであります。

党内にあつては、総務または相談役となつて党務に尽瘁し、また、自由民主党の大坂府連合会長として、府下の党勢の拡大に大きな成果をおさめられたのであります。

君は、また、郷土大阪において、府民の要望を中央に反映せしむるため、常時、格段の努力を続けて参られました。同時に、大阪府漁港協会会长、大阪府土木建築協同組合理事長等、多くの要職につき、その発展のために党派を超えて目ざましい活躍を示し、各方面の厚い信望を受けておられたのであります。中でも、昭和二十七年に大阪府消防協議会が結成されまして以来、今日まで引き続いてその会長の職にあって、消防施設の強化拡充に、消防士の福祉増進に貢献せられたのであります。これは、府民の決して忘れるところのできない、君の偉大な功績であると信じます。

小西君は、生来、強固な意思の持ち主であり、常に自己の信ずる道を堂々と邁進するという性格でありました。また、若くして世の辛酸をつぶさにぬけてこられた君は、そこある人情に厚く、逆境にある人に、いつも変わら

ぬ、あたたかい手を差し伸べておられました。中でも、受刑者並びに刑余者の保護更生には終始力を尽くし、刑事政策の推進に協力されたことは、君の大きな功績と申すべきであります。

君は、また、誠意の人であります。しかも、度量はきわめて広く、人を信すること、はなはだ厚かつたのであります。近来、とみに円熟味を増してきたその人柄は、温情と相待つて、接する人に深い敬愛の念を呼び起させにはおかなかつたのであります。

小西君は、若いころからほんと病氣を知らぬ健康の持ち主であり、今国会においても相変わらず国政審議に尽瘁しておられました。この君が、病のために突然他界されようとは、私どもの夢にも思わなかつたことであつまつて、まことに惜しみても余りあるところであります。

顧みるに、小西君は、恵まれない家庭に生まれ、困苦の中におい立ち、ただ自己の努力のみによつて人生苦難の道を開拓し、ついに名譽ある衆議院議員となり、多くの人々にその徳を慕われ、その功を仰がれて、最後を飾られたのであります。まさに立志伝中の人物と申さねばなりません。

今日の日本は、内治に、外交に、なお幾多の懸案を擁して、政局の前途はますます多事多難であります。このときにあたり、小西君のごとき、よわいまだ六十に満たず、政治家としてい

よいよその本領を発揮すべき癆達の士がにわかに長逝せられましたことは、邦家のため一大損失でありまして、まさに痛恨きわまりない次第であります。

ことに、小西君生前の風格をしのび、その業績をたたえ、もつて追悼の言葉いたします。(拍手)

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたしました。

参議院から、内閣提出の原子力委員会設置法の一部を改正する法律案が本院に回付されます。この際議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年四月二十七日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎君
(修正に係る条文を掲ぐ。
小字及び一は修正)
附 則
1 この法律は、公布の日
昭和三十五年四月一日から施行する。
○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
本案の參議院の修正に同意するに
共議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと
あります。よって、參議院の修正に同
意するに決しました。

案、右三案を一括して議題としたしま
す。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月二十一日

衆議院議長 清瀬一郎殿

参議院議長 松野鶴平

**船主相互保険組合法の一部を改
正する法律**

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第一条第一項、第二項に定める漁船」を「漁船法（昭和二十五年法律第七百七八号）」第二条第一項に規定する漁船で總トン数千トン未満のもの」に、「その所有又は賃借する船舶」を「その所有又は賃借する船舶」を「その所有者（船舶賃借人を含む。以下「船主」といふ。）を「自己」に改め、同条第三項中「その所有又は賃借する船舶」を「その所有又は賃借する船舶」に、「船主の」を「自己の」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のよう改める。

事項並びに」を加える。

第十五条第一項中「所有」を「所有

は用船し、又は回航を請け負う船舶で太船以外のもの」に、「船主の」を「自己の」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のよう改める。

前二項に規定する費用及び責任は、次に掲げるものとする。

第二条第四項第一号中「船主」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。）」に改め、同項第二号中「船主が負担」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。以下「船主等」という。）が負担し。」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 檢疫法（昭和二十六年法律一二百一号）第十四条第一項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）（汚染等をした船舶等についての措置）の措置がとられた船舶について、船主等が負担すべき当該措置に要する費用

三 檢疫法（昭和二十六年法律一二百一号）第十四条第一項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）（汚染等をした船舶等についての措置）の措置がとられた船舶について、船主等が負担すべき当該措置に要する費用

**厚生保険特別会計法等の一部を改
正する法律案**

右

昭和三十四年二月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

**厚生保険特別会計法等の一部を改
正する法律**

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第一条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改め。

右

昭和三十五年三月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

**国家公務員等退職手当法の一部を改
正する法律案**

右

昭和三十五年三月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

**国家公務員等退職手当法の一部を改
正する法律**

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改め。

第七条第三項中「次条第一項」を次の一項を加える。

第二十七条第三項第五号中「若しは、次に掲げるものとする。

第二条第四項第一号中「船主」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。）」に改め、同項第二号中「船主が負担」を「当該船舶の所有者又は賃借人（前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。以下「船主等」という。）が負担し。」に改め、同項第三号を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。
第四十五条第一項中「組合員の数若しくは」の下に「その所有し、若ししくは」に改め、「譲渡」の下に「その他の理由」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。
第十四条第一項中「組合員の数若しくは」の下に「その所有し、若ししくは」に改め、「譲渡」の下に「その他の理由」を加える。

理由
厚生保険特別会計の健康勘定の歳入不足をもめ、及び船員保険特別会計の保険給付費のうち療養給付の部門の財源の一部に充てるものとして、昭和三十四年度以後一定年度間においてこれらの勘定又は会計に対し一般会計から行う繰入に関する特例につき、別に借入金等によりこれらを処理することとしたのに伴い、これを昭和三十五年度以後に繰り延べることとする必要がある。これ

（公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、かつ、引き続い公庫等の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわら

2 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず

ず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

第十一条第一項中「公共職業安定所」の下に「（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）」を加える。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の国家公務員等退職手当分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。
- 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案外二案

（昭和二十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」といふ。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」といふ。）前に新法第七条の二

第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第

五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とす

る。

4 新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替える字句	読み替える字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第六条から第六条までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定除外）	第六条から第六条までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定除外）
昭和三十五年四月一日前に新法第七条の二第二項の退職をした者	支給を受けた退職手当	支給を受けた退職手当
		この法律の規定による退職手当における当該退職手当

以後の退職に係る退職手当について適用する。

理 由

国等と公庫等の間の人事交流の実情にかんがみ、国家公務員等が引き続いて公庫等の職員となり、更に引き続いて国家公務員等となつた後退職した場合に支給する退職手当の額の計算について特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶の航海に伴つて生ずる事故による費用と責任とに限られておるのであります。従いまして、組合員が船から用船して運送に従事する場合や、船舶の回航を請け負う場合の費用及び責任につきましては、保険に付すことができないのであります。しかしに、最近におけるわが国海運界の傾向としまして、運航船舶の相当部分を用船によつて、運航船舶の運航を請け負う事例も少なくないのに顧みまして、この際、外国の例等にもならない、これらの場合におきましてもそれぞれ保険を付し得るよう、現行法を改正しようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る四月二十六日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。次に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

○ 植木庚子郎君 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○ 植木庚子郎君 大たいに議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の船主相互保険組合法は昭和二十一年に制定せられたものであります。

が、その年この法律に基づいて設立せられた日本船主責任相互保険組合の行

ないますする保険事業におきまして、それを申し上げます。

政府は、第二十二回国会におきまし

る部分は、昭和三十四年十月一日

- 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。
- 前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五条の下に「（二十五年以上勤続して退職した者うち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者

ける保険給付費の支払い財源の不足を補てんするため、昭和三十年度以降七ヵ年度間、毎年度一般会計から十億円を限度としてこの会計へ繰り入れ得る措置を講じ、その第一年度たる昭和三十年度においてはこれを実行したのであります。しかるに、その後、本特別会計の健康勘定に別途国庫補助金を繰り入れることになった関係もありまして、昭和三十一、二、三の各年度においては、そのつと法律を改正しまして、上の一般会計からの繰り入れはこれを昭和三十四年度以降に繰り延べてきておるのであります。しかして、本改正案は、同様の理由により、昭和三十四年度においても、さらにこれを昭和三十五年度以降に繰り延べようとするものであります。

は、前述の健康保険の場合と同様、昭和三十四年度においても、さらにつれを昭和三十五年度以後に繰り延べようとするものであります。

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられました。すなわち、本案の成立を前提としたまして、さらにこれに対する改正を行ないますため、別途、今国会に厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案が提出せられておりまして、その内容は、昭和三十五年度においても、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計に対する前述の財源補てんのための一般会計からの繰り入れは、さらにこれを昭和三十六年度以降に繰り延べようとしておるのであります。そこで、すなわち、この内容をそのまま継続審査中の本案に繰り込むことによつとするとのが修正案の趣旨でござります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る四月二十八日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて修正議決となりました。

最後に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案によるおもなる改正点は次の二点であります。

まず、第一点は、御承知の通り、現在、国等と公庫等との間で人事の交流が行なわれておるのでありますから、現行の国家公務員等退職手当法によりま

すと、退職手当算定の基礎たる勤続期間の計算につきましては、引き続き公務員等としての身分を保有していた期間をもつて在職期間とすることとしており、また、退職手当の支給割合につきましては、長期勤続者ほど優遇する建前をとっておりますため、國家公務員等であつて、任命権者の要請により途中で一たん公庫等の職員となり、再び公務員等に復帰した者が退職する場合におきましては、退職手当の面で不利益をこうむる結果となつておるのであります。従いまして、今回、こうした場合における退職手当の計算について特例を設け、その不合理を是正しようとするものであります。すなわち、公庫等から復帰した職員が退職する場合においては、前後の公務員等の期間を通算した場合に受けることとなる退職手当の支給割合から前の公務員等の期間に対する退職手当の支給割合を差し引いた割合を当該退職者の最終俸給月額に乗じた額をもつて退職手当として支給することにしようとするものであります。

該失業者の退職手当として支給することとし、これが支給事務はすべて公せられ、職業安定所の窓口において実施いたしましたが、季節的に多忙であるのであります。そこで、これが支給事務の運営が阻害される傾向がありますので、今回、この点について特例を設け、一定の職員につきましては、その者が退職の際所属いたしておりました官署または事務所等でこれを支給することができるなどとしまするものであります。

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられました。修正の趣旨は次の通りであります。

すなわち、別途今国会で成立了しました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律によりまして、職業訓練施設に入所した者等、特定の失業者に対しまして、失業保険金の給付日数を特に延長してこれを支給し得ることとし、また、失業保険金を受ける資格のある者が就職した場合には就職支援度の退職手当の内容につきましても、右に準じて所要の改正を行なおうとするものであります。

以上の修正案につきましては、国会

いと認める旨の意見が述べられました。本案並びに修正案につきましては、去る四月二十八日、質疑を終了し、決を行ないましたところ、全会一致もつて修正議決となりました。なお、本案に対しましては、全会致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次のとおりであります。

すなわち、

外地に在職し、引揚げ後再就職した公務員の退職手当算定の基礎となる在職期間の計算については、外地在職期間通算条件につきさらに検討を加えるべきである。

といふものであります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

〔参照〕

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条及び第二条中「昭和三十五年度」を「昭和三十六年度」に改める、

正する法律案の一部を次のように修正する。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（）を仕るたゞ一通とそれを採用する。

第七条の次に一条を加える改正に
関する部分中「同条の次に次の二条
を加える。」を「同条第七項の次に次
の一項を加える。」に改める。

第七条の二の改正規定の前に次の
「を加える。」を「同一条第七項の次に次
の一項を加える。」に改める。

第七条の二の改正規定の前に次の
ように加える。

8 第十条の規定による退職手当の

額を計算する場合における動続期

間の計算については、前七項の規

定により計算した在職期間に一用

未満の端数がある場合には、その

第七章の次二次の二点を圖示する。

第十条第一項の教説に關する部分

第一編第一章の正側面二部を
を次のように改める。

第十条第一項を次のように改め

九〇

勤続期間六月以上で退職した職

員が退職の日の翌日から起算して

一年の期間（その者が失業保険法

(昭和二十二年法律第四百四十六号)

第二十一条の三第一項に規定する場

合の公共職業訓練に相当する公共

職業訓練を受ける場合において

○該公共職業訓練を受け終れるべ

き日がその一年の期間を経過した

までの期間) 内に失業している場合以後の日であるときにはその日

命においては、その者がすでに支

始を受けて一般の退職手当及び前

この規定による退職手当の額が、

その者を同法の規定による離職の

日以前一年間に被保険者期間が通

卷之三

算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間（勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である場合における離職者期間）とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の中止令で定められた官署又は事務所。以下同じ。）において支給する。

第十条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で失業保険法第二十六条の二第一項の規定に準じて政令で定めるものが就職するに至った場合には、必要があると認められるときは、同条の規定に準じて政令で定めるところにより、就職に要する費用を退職手当として、公共職業安定所において支給することができる。

6 前項の規定による退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用について、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附則第二項中「（以下「新法」という。）の下に「第七条第八項及び第十二条（公共職業安定所に関する部分を除く。）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新法」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 新法第十一条第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、昌同日に公共職業安定所の指示し、公共職業訓練を受けている者は、公共職業安定所の指示し、公共職業訓練を受けている者となす。

航空法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月十六日
内閣総理大臣 岸 信介
国会に提出する。

中「公共の用に供する」を「運輸大臣が告示で指定する」、「指定するもの」を「告示で指定するもの」に改め、同条第十三項中「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改め、同条第十四項中「計器飛行状態」を「計器気象状態」に、「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改め。

第二条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の二項を加える。

20 この法律において「利用航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業を經營する者の行なう運送を利用して貨物を運送する事業をいう。

第十四条の二中「第十条第四項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を「第十条第四項」に改める。

第十六条第一項に次のただし書きを加える。

但し、航空機の修理又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場に行なう運輸大臣の認定を受けた者が当該認定に係る修理又は改造をする場合であつて、運輸省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項の基準に適合することを確認するときは、この限りでない。

第十六条第三項中「(第十条の二)第二項において準用する場合を含む。」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項において準用する場合を含む。」を削り、同条に次の二項を加える。

事項は、運輸省令で定める。
第十七条第一項中「当該航空機の
用に供するための発動機、プロペラ
その他運輸省令で定める」を「発動
機、プロペラその他運輸省令で定め
る航空機の」に改め、同条第三項を

3 第一項の装備品の修理又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行なう運輸大臣の認定を受けた者が当該認定に係る修理又は改造を行ない、且つ、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することについて確認をした装備品は、前条第一項の規定の適用については、第

一項の予備品証明を受けたものと
みなす。

第四十条に後段として次のように加える。

の告示の際に現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたもの」を加える。

を「転移表面又は水平表面」に改め
る。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に航空障害燈を設置しておかなければならぬ。

置しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害燈を設置すべき物件を除く。）で

3 運輸省令で定めるものに航空障害燈を設置しなければならない。
3 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害燈を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

第二十五条第三項中「機械関係、
発動機関係、プロペラ関係、計器関
係又は電気関係の別」を削る。

の設置者又は運輸大臣の行なう航空障害燈の設置を拒むことができない。

5 運輸大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

6 運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者の当該航空障害燈の管理の方法が前項の運輸省令に従つていないと認めるときは、その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(昼間障害標識)

第五十一条の二 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の運輸省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものとの物件で、運輸省令で定めることにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

2 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。

3 円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、且つ、空港の標点を含む船直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一以上で運輸省令で定める勾配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートル

3 前条第四項から第六項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

第五十六条第二項本文中「第五十一条第一項、第三項及び第四項」を「第五十二条第一項、第三項及び第四項」に改め、同項ただし書中「又は転移表面」を「転移表面又は水平表面」に改める。

第五章中第五十六条の二を第五十六条の五とし、第五十六条の次に次

の二条を加える。
(第一種空港等の特例)

第五十六条の二 運輸大臣は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 延長進入表面は、進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺から

の水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分とする。

3 円錐表面は、水平表面の外縁に

以下で運輸省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

4 外側水平表面は、前項の円錐面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートル以下で運輸省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面が水平表面又は円錐表面の投射面を除く)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

5 第二項の規定は第一種空港及び政令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面と一致する部分を除く)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

6 第二項の規定は第一種空港及び政令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面と一致する部分を除く)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

7 第二項の規定は第一種空港及び政令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面と一致する部分を除く)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

8 第二項の規定は第一種空港及び政令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面と一致する部分を除く)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さ

の建造物(その告示の際に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

9 第四十九条第一項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

10 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

11 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

12 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

13 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

14 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

15 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

16 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

17 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

18 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第七項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長进入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

より飛行しようとする場合」に改める。

第六十五条第二項の表航空機の欄中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改める。

第六十六条第一項の表航空機の欄中「飛行する航空機」の下に「(飛行中常時地上物標又は航空保安施設を利用できると認められるものを除く。)」を加える。

第七十六条第一項第一号中「火災その他の航空機の事故」を「又は火災」に改め、同項に次の二号を加える。

四 その他運輸省令で定める航空機に関する事故

第七十六条に次の二項を加える。

3 機長は、飛行中航空保安施設の機能の障害その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあると認められる運輸省令で定めるときを除いて、運輸省令で定めるところにより運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

4 その他運輸省令で定める航空機の安全のために必要な書類

第六十条第二号中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改め、同条第三号を次のように改める。

四 その他運輸省令で定める航空機の安全のために必要な書類

第六十条第二号中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改め、同条第三号を次のように改める。

五 第五十六条第二項において準用する前条第二項における空港について前条第二項において準用する第十四条の告示があつた後において第六十三条中「計器飛行状態の場合若しくは飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合」を「計器飛行方式による」。

第六八一条の次に次の二条を加える。

(機案又は救助のための特例)

第八十一条の二 前三条の規定は、運輸省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し

捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

第八十二条中「有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上」を「九百メートル（計器飛行方式により飛行する場合には、五百メートル）以上」に改める。

第八十六条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 航空運送事業を經營する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に對し当該物件の取扱いを要求し、又は自ら当該物件を取り扱うことができる。但し、自ら物件を取り扱うことができる者は、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 運輸大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認める

ときは、航空運送事業を經營する者に對し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることがで

きる。

第九十一条中「五キロメートル」を「五千メートル（七千三百メートル以上の高さの空域にあつては、八千メートル）」に改める。

第九十四条（見出しを含む。）中「有視界飛行状態」を「有視界気象状態」に改め、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（計器飛行方式）

第九十四条の二 航空機は、計器気象状態において飛行する場合は、計器管制区若しくは航空交通管制区のうち運輸大臣が告示で指定する空域を飛行しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第九十五条の見出しを削り、同条中「計器飛行状態において」を「計器飛行方式により」に改める。

第九十六条の次の一項を加える。

2 第二条第十二項の運輸大臣が指定する飛行場の業務に従事する者（運輸省令で定める飛行場の工事（運輸省令で定める飛行場における航空交通）の安全のために与える指示に従わなければならぬ。

第九十七条第一項中「計器飛行状態において、航空交通管制区内の飛行場」を「計器飛行方式により、第二条第十二項の運輸大臣が指定する飛行場」に改め、同条第二項中「計器飛行状態において飛行しようとする飛行状態において」を「前項の場合を除き」に改める。

第一百一条第一項第三号を次のよう改め、同条第五号ロ中「不定期航空運送事業」の下に「利用航空運送事業」を加える。

第一百一一条第一項第三号を次のように改め、同条第五号ロ中「不定期航空運送事業」の下に「利用航空運送事業」を加える。

は、利用航空運送事業について準用する。この場合において、第一百三十三条「運航」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

2 第三十条第二項の規定は、前項において準用する第百十九条の規定による事業の停止又は免許の取扱いに準用する。

3 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

1 一本邦内から発送されて本邦外に到達する貨物

2 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

3 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

4 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

5 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

6 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

7 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

8 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

9 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

10 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

11 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

12 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

13 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

14 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

15 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

16 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

17 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

18 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

19 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

20 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

21 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

22 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

23 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

24 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

25 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

26 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

27 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

28 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

に掲げる貨物の運送を行なう利用航空運送事業を經營することができる。

2 第三十条第二項の規定は、前項において準用する第百十九条の規定による事業の停止又は免許の取扱いに準用する。

3 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

4 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

5 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

6 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

7 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

8 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

9 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

10 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

11 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

12 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

13 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

14 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

15 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

16 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

17 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

18 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

19 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

20 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

21 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

22 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

23 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

24 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

25 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

26 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

27 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

28 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

29 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

30 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

に掲げる貨物の運送を行なう利用航空運送事業を經營することができる。

2 第三十条第二項の規定は、前項において準用する第百十九条の規定による事業の停止又は免許の取扱いに準用する。

3 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

4 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

5 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

6 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

7 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

8 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

9 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

10 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

11 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

12 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

13 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

14 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

15 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

16 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

17 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

18 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

19 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

20 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

21 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

22 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

23 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

24 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

25 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

26 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

27 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

28 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

29 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

30 本邦外から発送されて本邦内に到達する貨物

2 運輸大臣又は飛行場の設置者は、前項に規定する物件の所有者その他の権原を有する者に対し、新法第四十九条第三項から第七項までの規定の例により、当該物件の水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

(航空障害燈等に関する経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に存する物件で地表又は水面からの高さが六十メートル以上のもの（この法律の施行の際現に存する植物で成長して地表又は水面から高さが六十メートル以上となるに至つたもの及びこの法律の施行の際に建造中である建造物で当該建造工事により地表又は水面からの高さが六十メートル以上となるに至つたものを含む。）については、新法第五十一条第一項及び第五十二条の二第一項の規定は、適用しない。

(利用航空運送事業に関する経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に利用航空運送事業を經營している者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第二百二十二条の二第一項の規定にかかわらず、同項の免許又は新法第二百三十一条の二第一項の許可を受けなくても当該事業を引き継いで經營することができる。その者がその期間内に当該事業についてこれらの免許又は許可の申請をした場合において、その

(罰則に関する経過規定)
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について
旨の通知を受ける日までの間にいつても、同様とする。
第八条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十四号の九中「航空運送事業」の下に「、利用航空運送事業」を加える。
第二十八条の二第一項第十三号中「航空運送事業」の下に「、利用航空運送事業」を加える。
理由
最近における航空及び航空に関する事業の発達に対応して、航空の安全を確保するため飛行場の上空の安全管理及び航空交通管制に関する制度を整備し、及び航空機の検査にかかる制度を合理化するため修理事業の認定の制度を創設するとともに、利用航空運送事業を免許制とすること等により航空運送の健全な発達を促進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年四月十三日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

臨時船舶建造調整法の一部を改
正する法律

臨時船舶建造調整法（昭和二十八
年法律第百四十九号）の一部を次の
ようにより改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月
三十日」を「昭和四十年三月二十
日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○副議長（中村高一君）委員長の報告
を求めます。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりま
した航空法の一部を改正する法律案外
一法案について、運輸委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

まず、航空法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

本法案は、最近におけるわが国民、
間航空の発展に即応して、航空の安全
及び航空輸送の秩序を確保するため、
現行法に所要の改正を加えようとする
ものであります。主要な改正点を申
し上げますと、

第一点は、運輸大臣が行なう航空機
及び装備品の修理または改造の検査に

ついて、運輸大臣が認定した事業場において当該修理または改造を行なふ場合には検査を省略することがであります。よろしくお断りいたします。

第二点は、公共の用に供する飛行場について、水平表面の上に出る物件の設置を制限することとも、一定の空港場について、新たに延長進入表面、円滑表面または外側水平表面を設定して、これらの表面の上に出る物件の設置を制限し、また、地表または水面から十メートル以上の高さの物件の設置義務に対しても、航空障害灯あるいは害標識の設置義務を課そうとするものであります。

第三点は、運輸大臣が指定する空域を飛行する場合には、計器飛行方式によらなければ飛行できないこととするとともに、政令で定める自衛隊の飛行場の航空交通管制業務を防衛省長官に委任しようとするものであります。

第四点は、利用航空運送事業を新たに免許制にするとともに、爆発物の輸送禁止規定の整備、航空機の検査手数料の適正化をはかるとするものであります。

本法案は、三月十六日本委員会に付託され、同月二十二日、政府より提案理由の説明を聴取し、四月六日、十三日、二十日、二十七日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、同二十七日、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました。

なお、日本社会党久保三郎委員より、政府は、航空の安全を確保するため、管制本部の移転、管制諸施設の整備拡充、管制官の待遇改善等の措置を講すべき趣旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

次に、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、戦後のわが国外航商船隊の再建をはかるために、船舶の建造を調整する必要上、昭和二十八年に制定されたものでありますし、法律の存続期間は昭和三十六年三月三十一日までと規定されております。しかしながら、今後予想される貿易量の増大に伴い、外航船舶を整備拡充することは、わが国経済の自立発展をはかるために欠くことのできないものでありますので、政府は、今後も外航船舶の建造に積極的な助成策をとることとなつておりますが、その目的を達成する上において、なお引き続き船舶の建造を規制する必要がありますので、わが国の国際海運の現状から見て、法律の存続期間を昭和四十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

政府原案通り可決いたしました。
右、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 興案を一括し

て採決いたします。

○副議長(中村高一君) 興案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よって、興案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 特別職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第七 一般職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第八 防衛庁職員給与法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(中村高一君) 日程第六、特

別職の職員の給与に

関する法律案、日程第七、一般職

の職員の給与に

関する法律の一部を改

正する法律案、日程第八、防衛庁職員

給与法の一部を改

正する法律案、日程第七、一般職

の職員の給与に

関する法律の一部を改

正する法律案を一括して議題といたします。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

官職名	俸給月額
八号俸	至、四〇〇円
七号俸	至、四〇〇円
五号俸	至、四〇〇円
四号俸	至、四〇〇円
三号俸	至、四〇〇円
二号俸	至、四〇〇円
一号俸	至、四〇〇円

官職名	俸給月額
秘書官	至、四〇〇円
八号俸	至、四〇〇円
七号俸	至、四〇〇円
五号俸	至、四〇〇円
四号俸	至、四〇〇円
三号俸	至、四〇〇円
二号俸	至、四〇〇円
一号俸	至、四〇〇円

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、秘書官の俸給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

昭和三十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

口 行政職俸給表(二)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸給月額 円	昇期 月								
1	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,300	9	5,700	6
2	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,500	9	5,900	6
3	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	6,100	6
4	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	6,300	6
5	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,500	6
6	21,100	9	16,300	9	13,900	9	9,200	9	6,700	6
7	21,700	9	16,900	9	14,500	9	9,700	9	6,900	6
8	22,300	9	17,500	9	15,100	9	10,300	9	7,100	6
9	22,900	9	18,100	9	15,700	9	10,900	9	7,300	9
10	23,500	9	18,700	9	16,300	9	11,500	9	7,500	9
11	24,100	9	19,300	9	16,900	12	12,100	9	7,800	9
12	24,700	9	19,900	9	17,500	12	12,700	12	8,200	9
13	25,300	12	20,500	9	18,100	12	13,300	12	8,700	9
14	25,900	12	21,100	9	18,700	12	13,900	12	9,200	9
15	26,500	12	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	12
16	27,100	12	22,300	12	19,900	15	15,100	15	10,300	12
17	27,700	15	22,900	12	20,500	15	15,700	15	10,900	12
18	28,300	15	23,500	12	21,100	15	16,300	15	11,500	15
19	28,900	15	24,100	15	21,700	15	16,900	15	12,100	15
20	29,500	15	24,700	15	22,300	15	17,500	15	12,700	15
21	30,100	15	25,300	15	22,900	15	18,100	15	13,300	15
22	30,700	15	25,900	15	23,500	18	18,700	15	13,900	15
23	31,300	15	26,500	15	24,100	18	19,300	15	14,500	15
24	31,900	18	27,100	18	24,700	18	19,900	18	15,100	15
25	32,500	18	27,700	18	25,300	18	20,500	18	15,700	15
26	33,100		28,300		25,900		21,100	18	16,300	15
27							21,700	18	16,900	15
28							22,300		17,500	15
29									18,100	18
30									18,700	18
31									19,300	18
32									19,900	18
33									20,500	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和二十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

別表第二 稅務職俸給表

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間												
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,800	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,300	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,300	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,700	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,500	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	12,300	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	13,300	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	14,300	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	15,300	15
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	16,300	18
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	17,300	24
14							35,400		29,400	24	25,800	24	18,300	
15									30,600		27,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表
イ 公安職俸給表(一)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間									
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12	
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12	
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12	
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12	
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12	
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12	
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12	
8	53,500		44,400	24	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12	
9			46,600	24	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12	
10			48,900		37,200	15	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12	
11					39,000	18	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12	
12					40,800	24	29,400	15	23,500	15	20,300	12	17,300	12	
13					42,600		30,600	18	24,600	15	21,300	12	18,300	12	
14							31,800	21	25,800	18	22,400	15	19,300	12	
15							33,600	24	27,000	21	23,500	15	20,300	12	
16									35,400		28,200	24	24,600	18	
17										29,400	24	25,800	21	22,400	15
18										30,600		27,000	24	23,500	18
19											28,200	24	24,600	21	
20											29,400		25,800	24	
21													27,000	24	
22													28,200		

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十年五月六日 衆議院会議録第二十九号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

口 公安職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期 間															
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12	
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12	
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12	
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12	
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12	
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12	
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12	
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12	
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12	
10			48,900	15	37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12	
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12	
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12	
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12	
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15	
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18	
16										31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21
17												29,400		22,400	21	18,300	21
18														23,500	24	19,300	24
19														24,600	24	20,300	24
20														25,800		21,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間								
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18
16							31,400		23,500	18
17									24,800	21
18									26,100	24
19									27,400	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

口 海事職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	18,600	月12	13,700	月12	9,700	月12	6,700	月12
2	19,600	月12	14,600	月12	10,400	月12	7,100	月12
3	20,600	月12	15,600	月12	11,200	月12	7,500	月12
4	21,600	月12	16,600	月12	12,000	月12	7,900	月12
5	22,600	月12	17,600	月12	12,800	月12	8,300	月12
6	23,600	月12	18,600	月12	13,700	月12	9,000	月12
7	24,600	月12	19,600	月12	14,600	月12	9,700	月12
8	25,600	月15	20,600	月12	15,600	月12	10,400	月12
9	26,600	月15	21,600	月12	16,600	月12	11,200	月12
10	27,600	月18	22,600	月12	17,600	月12	12,600	月12
11	28,600	月18	23,600	月15	18,600	月15	12,800	月12
12	29,600	月18	24,600	月18	19,600	月18	13,700	月12
13	30,600	月18	25,600	月18	20,600	月18	14,600	月12
14	31,600	月18	26,600	月18	21,600	月18	15,600	月15
15	32,600	月21	27,600	月21	22,600	月18	16,600	月18
16	33,600	月21	28,600	月21	23,600	月21	17,600	月18
17	34,600	月24	29,600	月24	24,600	月21	18,600	月21
18	35,600	月24	30,600	月24	25,600	月24	19,600	月21
19	36,600		31,600		26,600	月24	20,600	月24
20					27,600		21,600	月24
21							22,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	60,400	円12	31,700	月12	21,400	月12	17,800	月12	11,500	月12	8,400	月12
2	62,900	33,300	22,800	月12	19,000	月12	12,500	月12	9,100	月12	6,900	月12
3	65,400	34,900	24,200	月12	20,200	月12	13,500	月12	10,700	月12	7,500	月12
4	67,900	36,500	25,700	月12	21,400	月12	14,500	月12	11,500	月12	8,400	月12
5	70,500	38,200	27,200	月12	22,800	月12	16,600	月12	12,500	月12	9,100	月12
6	73,100	39,900	28,700	月12	24,200	月12	18,000	月12	13,500	月12	10,700	月12
7	75,700	41,600	30,200	月12	25,700	月12	19,000	月12	14,500	月12	11,500	月12
8	78,300	43,300	31,700	月12	27,200	月12	20,200	月15	15,500	月12	12,500	月12
9	81,800	45,000	33,300	月12	28,700	月15	21,400	月15	16,600	月12	13,500	月12
10	46,700	月12	34,900	月12	30,200	月15	22,800	月15	17,800	月12	14,500	月12
11	48,400	月12	36,500	月12	31,700	月15	24,200	月15	20,200	月15	15,500	月12
12	50,100	月12	38,200	月15	33,300	月15	25,700	月18	21,400	月18	17,800	月12
13	52,000	月12	39,900	月15	34,900	月15	27,200	月18	22,800	月18	19,000	月12
14	54,100	月15	41,600	月15	36,500	月15	28,700	月18	24,200	月18	20,200	月15
15	56,200	月15	43,300	月15	38,200	月15	30,200	月18	25,700	月18	21,400	月18
16	58,300	月15	45,000	月18	39,900	月15	32,800	月18	27,200	月18	24,200	月18
17	60,400	月18	46,700	月21	41,600	月15	34,900	月18	31,700	月21	25,700	月21
18	62,900	月21	48,400	月21	43,300	月18	36,500	月21	33,300	月21	27,200	月21
19	65,400	月24	50,100	月24	45,000	月21	38,200	月24	34,900	月24	28,700	月24
20	67,900	月24	52,000		46,700	月24	40,000		36,500	月24	30,200	月24
21							48,400	月24	38,200		31,700	
22							50,100					

備考 (1) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (2) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。
 (3) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する。
 (4) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

昭和二十五年五月六日

衆議院会議録第二十九号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

四八三

口 教育職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級				
	俸 給	月 額	昇給期間	俸 給	月 額	昇給期間	俸 給	月 額	昇給期間
1		27,900	月 12		11,500	月 12		7,700	月 12
2		29,000	月 12		12,500	月 12		8,000	月 12
3		30,100	月 12		13,500	月 12		8,400	月 12
4		31,200	月 12		14,500	月 12		9,100	月 12
5		32,300	月 12		15,500	月 12		9,900	月 12
6		33,500	月 12		16,500	月 12		10,700	月 12
7		35,000	月 12		17,500	月 12		11,500	月 12
8		36,500	月 12		18,500	月 12		12,500	月 12
9		38,100	月 12		19,500	月 12		13,500	月 12
10		39,700	月 12		20,500	月 12		14,500	月 12
11		41,300	月 12		21,500	月 12		15,500	月 12
12		42,900	月 12		22,500	月 12		16,500	月 12
13		44,500	月 12		23,500	月 12		17,500	月 12
14		46,100	月 12		24,600	月 12		18,500	月 12
15		47,700	月 12		25,700	月 12		19,500	月 12
16		49,300	月 15		26,800	月 12		20,500	月 12
17		50,900	月 18		27,900	月 12		21,500	月 12
18		52,500	月 21		29,000	月 12		22,500	月 12
19		54,100	月 24		30,100	月 12		23,500	月 15
20		55,700			31,200	月 12		24,600	月 18
21					32,300	月 12		25,700	月 18
22					33,500	月 12		26,800	月 18
23					35,000	月 12		27,900	月 24
24					36,500	月 15		29,000	月 24
25					38,100	月 15		30,100	
26					39,700	月 15			
27					41,300	月 15			
28					42,900	月 18			
29					44,500	月 21			
30					46,100	月 21			
31					47,700	月 24			
32					49,300				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一都を改正する法律案外二案

四八四

ハ 教育職俸給表(三)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	22,100	月12	9,100	月12	7,700	月12
2	23,100	月12	9,900	月12	8,000	月12
3	24,100	月12	10,700	月12	8,400	月12
4	25,100	月12	11,500	月12	9,100	月12
5	26,100	月12	12,300	月12	9,900	月12
6	27,200	月12	13,200	月12	10,700	月12
7	28,300	月12	14,100	月12	11,500	月12
8	29,400	月12	15,100	月12	12,300	月12
9	30,500	月12	16,100	月12	13,200	月12
10	31,700	月12	17,100	月12	14,100	月12
11	32,900	月12	18,100	月12	15,100	月12
12	34,100	月12	19,100	月12	16,100	月12
13	35,300	月12	20,100	月12	17,100	月12
14	36,500	月12	21,100	月12	18,100	月12
15	37,800	月12	22,100	月12	19,100	月12
16	39,100	月12	23,100	月12	20,100	月15
17	40,600	月12	24,100	月12	21,100	月18
18	42,200	月15	25,100	月12	22,100	月21
19	43,800	月18	26,100	月12	23,100	月21
20	45,400	月21	27,200	月12	24,100	月24
21	47,000	月21	28,300	月12	25,100	
22	48,600	月24	29,400	月12		
23	50,200		30,500	月15		
24			31,700	月15		
25			32,900	月15		
26			34,100	月15		
27			35,300	月15		
28			36,500	月15		
29			37,800	月18		
30			39,100	月21		
31			40,600	月21		
32			42,200	月24		
33			43,800			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和二十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

別表第六 研究職俸給表

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	60,400	39,000	12	29,400	12	21,300	12	13,100	12	11,100	12	7,200	12	
2	62,900	40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12	
3	65,400	42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12	
4	67,900	44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,900	12	
5	70,500	46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12	
6	73,100	48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12	
7	75,700	51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12	
8	78,600	53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12	
9		81,800	15	40,800	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12	
10		58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12	
11		60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15	
12		62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18	
13				48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21	
14				51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24	
15				53,500		39,000	18	28,200	12	25,800	18	18,100		
16						40,800	18	29,400	12	27,000	18			
17						42,600	18	30,600	12	28,200	21			
18						44,400	24	31,800	12	29,400	21			
19						46,600	24	33,200	15	30,600	24			
20						48,900		34,600	18	31,800	24			
21								36,900	21	33,200				
22								37,500	24					
23								39,000	24					
24								40,800						

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸給月額	昇給期間								
1	60,400		41,300	12	30,200	12	21,400	12	13,500	12
2	62,900		42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12
3	65,400		44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12
4	67,900		46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12
5	70,500		47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12
6	73,100		49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12
7	75,700		50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12
8	78,600		52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12
9	81,800		54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12
10			56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12
11			58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12
12			60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12
13			62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12
14					50,900	21	41,300	18	30,200	15
15					52,800	24	42,900	18	31,700	15
16					54,700		44,500	18	33,300	15
17							46,100	21	34,900	15
18							47,700	24	36,500	15
19							49,300		38,100	18
20									39,700	21
21									41,300	24
22									42,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

号 俸 職の 務等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間										
1	35,400	12	25,700	12	15,100	12	10,800	12	8,400	12	7,400	12
2	37,200	12	26,900	12	16,100	12	11,600	12	9,200	12	7,700	12
3	39,000	12	28,100	12	17,100	12	12,400	12	10,000	12	8,000	12
4	40,800	12	29,300	12	18,100	12	13,200	12	10,800	12	8,400	12
5	42,600	12	30,500	12	19,100	12	14,100	12	11,600	12	9,200	12
6	44,400	15	31,800	12	20,100	12	15,100	12	12,400	12	10,000	12
7	46,600	18	33,600	12	21,100	12	16,100	12	13,200	12	10,800	12
8	48,900	24	35,400	12	22,100	12	17,100	12	14,100	12	11,600	15
9	51,200	24	37,200	15	23,300	12	18,100	12	15,100	12	12,400	18
10	53,500		39,000	18	24,500	12	19,100	12	16,100	12	13,200	24
11			40,800	24	25,700	12	20,100	12	17,100	12	14,100	
12			42,600	24	26,900	12	21,100	12	18,100	12		
13			44,400		28,100	15	22,100	12	19,100	12		
14					29,300	18	23,300	15	20,100	15		
15					30,500	18	24,500	18	21,100	18		
16					31,800	21	25,700	21	22,100	21		
17					33,600	24	26,900	21	23,300	24		
18					35,400		28,100	24	24,500	24		
19							29,300	24	25,700			
20							30,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸 職の 務等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	20,200	12	15,200	12	10,200	12	7,700	12
2	21,200	12	16,200	12	10,900	12	8,300	12
3	22,200	12	17,200	12	11,600	12	8,900	12
4	23,200	12	18,200	12	12,400	12	9,500	12
5	24,200	12	19,200	12	13,200	12	10,200	12
6	25,200	12	20,200	12	14,200	12	10,900	12
7	26,200	12	21,200	12	15,200	12	11,600	12
8	27,200	12	22,200	12	16,200	12	12,400	12
9	28,300	12	23,200	12	17,200	12	13,200	12
10	29,500	15	24,200	12	18,200	12	14,200	15
11	30,700	18	25,200	15	19,200	15	15,200	18
12	31,900	21	26,200	18	20,200	18	16,200	21
13	33,100	21	27,200	21	21,200	24	17,200	24
14	34,300	24	28,300	21	22,200	24	18,200	24
15	35,600	24	29,500	24	23,200		19,200	
16	36,900		30,700	24				
17			31,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

この法律は、昭和三十五年四月

一日から施行する。

(俸給表の改正に伴う措置)

昭和三十五年三月三十日にお

いて一般職の職員の給与に関する

法律(以下「法」という)第六条の

二後段又は第八条第五項若しくは

第八項ただし書の規定の適用によ

り職務の等級の最高の号俸をこえ

る俸給月額を受ける職員の同年四

月一日における俸給月額は、人事

院規則の定めるところによる。

前項の規定により昭和三十五年

四月一日における俸給月額を決定

される職員の同日以降における最

初の法第八条第八項ただし書の規

定による昇給については、その者

の同年三月三十一日における俸給

月額を受けていた期間を、前項の

規定により決定される同年四月一

日における俸給月額を受ける期間

に通算する。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)の一部を次のように

改正する。

5 第二百四条第一項中「特殊勤務

手当」の下に「隔遠地手当、べき

地手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の

一部改正)

6 市町村立学校職員給与負担法

(昭和二十三年法律第百三十五号)

の一部を次のように改正する。

7 第一条中「特殊勤務手当」の下に

「隔遠地手当、べき地手当」を

加える。

(国家公務員災害補償法(昭和二

十六年法律第百九十一号)の一部

を次のように改正する。

7 べき地教育振興法(昭和二十九

年法律第百四十三号)の一部を次

のよろに改正する。

第五条の二中「特殊勤務手当

として」を削る。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭

和三十四年七月十六日付勧告にかん

がみ、一般職の国家公務員の俸給月

額の改定及び六月十五日に支給する

期末手当の増額を行なうとともに、

あわせて地域給に関する人事院の權

限及び特殊勤務手当に関する規定を

整備する等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正す

る法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月八日

内閣総理大臣 岸 信介

防衛庁職員給与法の一部を改正す

る法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年

法律第二百六十六号)の一部を次の

ように改正する。

第十四条第一項中「及び自衛官に

は通勤手当を支給し」を「には通勤

手当」に改め、「通勤手当」の下に

「特殊勤務手当、隔遠地手当、べき

地手当」を加える。

「宿日直手当」の下に「自衛官に

は通勤手当、特殊勤務手当及び隔遠

地手当」を、それぞれを加え、同

条第二項中「第十二条」を「第十二条

から第十三条の二まで」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 刪除

第十九条中「扶養手当」の下に「特

を「四千二百円」に改める。

第二十七条第二項本文中「特殊

勤務手当」の下に「隔遠地手当」を加

え、「及び特殊勤務手当」を「特

に改める。

殊勤務手当及び隔遠地手当」に改め

る。

別表第一及び別表第二を次のよ

うに改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議 長	官 職 等 号	参事官等					
		1等級		2等級		3等級	
		俸給月額	俸 給 月 額	昇期	俸給月額	昇期	給 間
	円 90,000	1	50,400	月 12	36,200	月 12	20,800
		2	53,000	12	38,200	12	22,000
		3	55,600	12	40,300	12	23,000
		4	58,300	12	42,300	12	24,200
		5	60,900	12	44,300	12	25,500
		6	63,500	12	46,300	12	26,700
		7	66,100	12	48,400	12	27,900
		8	68,700	15	50,400	12	29,400
		9	71,600	18	53,000	15	30,700
		10	74,500	24	55,600	18	32,100
		11	77,300		58,300	24	33,400
		12			60,900		34,800
		13					36,200
		14					38,200
		15					40,300
		16					42,300
		17					44,300
		18					46,300
		19					48,400

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空			將將將			陸海空			將補補			1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐			3等陸佐 3等海佐 3等空佐			1等陸尉 1等海尉 1等空尉			2等陸尉 2等海尉 2等空尉				
	甲		乙		俸給月額		俸給月額		昇給期間		俸給月額		俸給月額		昇給期間		俸給月額		俸給月額		昇給期間		俸給月額		俸給月額		昇給期間		
					円	月	円	月	月	月	円	月	円	月	月	月	円	月	円	月	月	月	円	月	円	月	月	月	
1	73,800	56,800	12	48,200	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	24,800	12	20,100	12	17,700	12	13,900	12	11,600	12	10,500	12	8,600	12	7,500	12	6,800	12
2	77,500	59,500	12	50,400	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	26,100	12	21,200	12	18,300	12	15,200	12	12,800	12	11,600	12	9,600	12	8,000	12	7,200	12
3	81,200	62,300	12	52,500	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	27,300	12	22,400	12	19,100	12	16,100	12	13,900	12	12,700	12	11,600	12	10,500	12	9,400	12
4	85,100	65,000	12	54,600	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	23,500	12	20,100	12	17,700	12	15,200	12	13,900	12	12,800	12	11,600	12	10,500	12
5	88,800	67,700	12	56,800	12	48,200	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	24,800	12	21,200	12	18,300	12	15,200	12	13,900	12	12,800	12	11,600	12	10,500	12
6		70,800	12	59,500	12	50,400	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	26,100	12	22,400	12	19,100	12	16,100	12	13,900	12	12,700	12	11,600	12	10,500	12
7			15	62,300	15	52,500	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	30,200	12	27,300	12	24,800	12	21,200	12	18,300	12	15,200	12	13,900	12	12,800	12
8			18	65,000	18	54,600	15	48,200	15	41,200	15	34,800	15	30,200	15	28,700	15	25,500	15	22,400	15	19,100	15	16,100	15	13,900	15	12,700	15
9			24	67,700	18	56,800	18	50,400	18	43,400	18	36,900	18	33,100	18	30,200	18	28,700	18	25,500	18	22,400	18	19,100	18	16,100	18	13,900	18
10				85,100		70,800	24	59,500	24	52,500	24	45,500	24	41,200	24	38,100	24	35,200	24	32,400	24	29,100	24	26,100	24	23,500	24	20,100	24
11						73,800		62,300		54,600		48,200		41,200		36,900		33,100		30,200		27,300		24,800		21,200		18,300	
12																													
13																													
14																													

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、給経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹		2等陸曹 2等海曹 2等空曹		3等陸曹 3等海曹 3等空曹		陸海空		士士士		長長長		1等陸士 1等海士 1等空士		2等陸士 2等海士 2等空士		3等陸士 3等海士 3等空士		
	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	俸 月 給 額	昇 給 期 間	
17,700	12	13,900	12	11,600	12	10,500	12	8,600	12	7,500	12	6,800	12	6,300					
18,300	12	15,200	12	12,800	12	11,600	12	9,600	12	8,000	12								
18,900	12	16,300	12	13,900	12	12,800	12	10,500	12										
20,100	12	17,500	12	15,200	12	13,900	15	11,600	15										
21,200	12	18,600	12	16,300	12	15,200	18	12,800											
22,400	12	19,800	12	17,500	12	16,300													
23,500	12	20,900	12	18,600	15														
24,800	15	22,200	15	19,800	18														
26,100	18	23,500	18	20,900	21														
27,300	21	24,800	21	22,200	24														
28,700	21	26,100	21	23,500															
30,200	24	27,600	24																
31,500	24	29,000	24																
33,100		30,500																	

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(俸給の切替え)

2 昭和三十五年四月一日において切り替える職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛厅職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けている俸給以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛厅職員給与法(以下「新法」という。別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)による改正後の一級職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。

3 昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第一項の規定又は同法同条第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後

段の規定若しくは第八条第八項た

だし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額につ

る俸給月額を受けていた職員の同

一

年四月一日における俸給月額につ

いては、政令で定めるところによ

る。

(昇給に要する期間の通算)

4 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定

される職員のその日以後における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与

に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、

その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受け

る期間に通算する。

(昭和三十五年四月一日以後における差額の支給)

5 昭和三十五年四月一日以後において防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第一百二十号)附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用について、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日に改正する法律(昭和三十五年法律

第 号)による改正後の防衛厅職員給与法の規定」とする。

理由

一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛厅職員の俸給月額等を改定し、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事高橋禎一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

〔高橋禎一君登壇〕

第三に、特殊勤務手当に関する規定

第三に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の要旨は、

第一に、昨年七月十六日付の人事院勅告を全面的に実施するため、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一

月分増額して〇・七五倍分とし、各俸給表を改正して中級職員の俸給月額を

最高千百円引き上げ、研究職員及び医師については、さらにおおむね一号俸

度の給与改善を行ない、これらに伴

て、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の要旨は、

第一に、昭和三十五年四月一日に改正する法律(昭和三十四年法律第一百二十号)附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用について、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日に

改正する法律(昭和三十五年法律

改正する法律(昭和三十五年法律

改正する法律(昭和三十五年法律

改正する法律(昭和三十五年法律

短縮する措置を行なっていることあります。

第二に、昨年十月に一部俸給継り入れの措置がとられました暫定手当の今後整理につきましては、これが一般職の改定等に準じて、防衛厅職員の俸給月額等を改定し、あわせて特

殊勤務手当等に関する規定を整備す

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上三法案は、いずれも二月八日本

委員会に付託となり、二月十一日政府

より提案理由の説明を聴取し、二月十

九日より質疑に入り、慎重審議を行な

い、四月二十八日質疑を終了いたしま

したところ、右三法案に対し、自由民

主党、民主社会党両党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出され、高橋禎

一委員より趣旨説明がなされました

が、その要旨は、いずれも施行期日に

かかるものであります。「昭和三

十五年四月一日」としてありますもの

を「公布の日」に改め、俸給表の改正規

定等は本年四月一日から適用する等で

あります。

かくて、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、右三法案は起立多数を

もつていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の要旨は、

は、今回の一般職の中級職員の給与改訂に伴い、従来より一般職の職員との

均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様

の俸給月額の改訂を行なうとするものであります。

次に、防衛厅職員給与法の一部を改

正する法律案の要旨は、一般職の職員

が相当地に達している現状にかん

がみ政府は、速やかにこれが解消

の借入契約に基づき当該銀行に引き渡すために発行したものと除く。次項において同じ。)の利子及びその償還により受けべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。但し、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人若しくは法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

13 所得税法第四十一条第二項の規定は、外貨電信電話債券の利子で前項但書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

14 公社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡した外貨電信電話債券を、外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第三条に規定する外国投資家が譲り受けたときは、当該外貨電信電話債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第七十四条中「及び第七項」を「第九項及び第十一項」に改める。

○佐藤洋之助君登壇
〔佐藤洋之助君登壇〕
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔佐藤洋之助君登壇〕
〔佐藤洋之助君登壇〕

ました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月六日

衆議院会議録第二十九号

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法案

正する法律案に関し、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

この法律案は、去る二月二十日内閣から提出されたものであります。その趣旨とするところは、日本電信電話公社の電気通信設備長期拡充計画の遂行上必要とする建設資金の一部を調達するため、公社が外国通貨をもつて表示する電信電話債券を発行し、及び国際復興開発銀行から外貨資金の借り入れをできるよう、日本電信電話公社法等の関係規定を整備しようとするものであります。

本法案は、外貨電信電話債券の発行認可、発行事務の委託、利子に対する免税及び世銀借り入れの場合の公社財産に対する取扱特権に関する規定等を内容とするものであります。細目にわたる御説明は省略いたします。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、しばしば会議を開き、政府の提案理由の説明を聴取し、政府及び日本電信電話公社当局に對して質疑を行ない、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、委員会は、四月二十八日日本案に対する質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決を行ないましたところ、多數をもって本案を可決いたしました。

（拍手）

○副議長（中村高一君）採決いたしました。

（拍手）

○副議長（中村高一君）起立多数。
〔賛成者起立〕

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（中村高一君）起立多数。
〔賛成者起立〕

第一條 医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。（法人格）

第二条 医療金融公庫（以下「公庫」といふ。）は、法人とする。（事務所）

第三条 公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条 公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。（登記）

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 公庫でない者は、医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第六章 雜則（第三十二条）

第七章 罰則（第三十三条～第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。（法人格）

第二条 医療金融公庫（以下「公庫」といふ。）は、法人とする。（事務所）

第三条 公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条 公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。（登記）

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 公庫でない者は、医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公庫の業務を監査する。
(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

(役員の任期)

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他)の規定は、公庫に準用する。

これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党的な役員は、公庫の役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、若しくは自ら營利事業に従事し、又は第十八条に規定する施設の開設を目的とする法人の役員となり、若しくは自らこれらの施設を開設してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(職員の任命)

第十五条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員の任命)

第十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十七条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

め、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、設立した法人その他政令で定める法人に対し、当該施設(当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

(業務の委託等)

第十九条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができます。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、これを翌事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とす

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(借入金)

第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入を受けることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債の保有

2 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十六条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第二十七条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその歸属する会計については、政令で定める。

職(以下「転出」という。)に係る組合法の長期給付は、その申出をする者(以下「復帰希望役職員」という。)が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

11 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の长期給付は、廢疾年金にあつては転出の時にさかのばつてその支給を停止し、退職一時金及び廢疾一時金にあつては、これを受ける権利は、消滅する。

12 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の长期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、当該役職員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廢疾給付については、この限りでない。

13 前項の場合において、組合法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給(組合の運営規則で定める板定俸給を含む。)」とする。

14 復帰希望役職員及び公庫については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのばつて、組合法第六章(短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。)の規定を準用する。

この場合において、組合法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び國の負担金」とあるのは、「公庫の負担金及び國の負担金」とある。同項第二号中「國の負担金」とあるのは「公庫の負担金」とある。二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める板定俸給」と、第一百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「國又は職員団体」とあるのは「公庫」とする。

15 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したときを除く。)は、その組合又は組合法第二十一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び公庫に対し、これらの者が負担した掛け金又は負担金を返還しなければならない。

(登録税法の一部改正)

16 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

17 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ四の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ五 医療金融公庫ノ発行
(所得税法の一部改正)

18 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

五ノ四ノ五 医療金融公庫ノ発行
(スル証書、帳簿)

19 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

五ノ四ノ五 医療金融公庫ノ発行
(法人税法の一部改正)

20 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

五ノ四ノ五 医療金融公庫ノ発行
(大蔵省設置法の一部改正)

21 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四十二号の二を第十二号の三とし、第四十二号の次に次の二号を加える。

四十二の二 医療金融公庫を監督すること。

22 計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

23 第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

24 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

25 公庫の予算及び決算に關する法律の一部を次のように改正する。

26 中小企業信用保険公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

27 前項の規定は、同項の規定の施行前に中小企業金融公庫法第二条第三号に掲げる者に規定による改正前の中小企業金融公庫法第二条第三号に掲げる者に対する行なつた貸付けに影響を及ぼすものではない。

理由

国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等に関する

28 第九条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

29 第十二条第一項中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四の次に次の二号を加える。

二ノ九 医療金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

し、その設置及び機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長水山忠則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○水山忠則君 ただいま議題となりました医療金融公庫法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国民皆保険制度はいよいよ明年四月には実現の運びとなつたのであります。これがために、公私の医療機関の適正な整備と機能の向上をはかることがきわめて肝要であります。しかしまして、現在、公的医療機関の整備につきましては、国庫補助、政府融資等の諸施策が講ぜられておるのであります。

これに反して、私的医療機関に対しましては、財政資金による融資の方法としては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫による融資が行なわれておるのみでございまして、現下における私的医療機関への融資との均衡上、そ

の整備に必要な資金を長期かつ低利に融通することが最も必要に迫られたのでございます。そのゆえに、専門の金融機関として医療金融公庫を新設する本法案が提出されたのでござります。

そのおもなる内容について申し上げますれば、

第一に、医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものに融通することを目的とするものでござります。

第二に、公庫の業務の範囲を定めるとともに、役員の任命など公庫の組織に関すること、予算、決算、その他会計の方法、業務に対する主務大臣の監督等について、他の公庫の例にならない規定しております。

第三に、公庫の資本金は十億円とし、全額政府出資で、このほか、公庫は主務大臣の認可を受けた政府から資金の借り入れをなすことができるところとなつておるのでございますが、昭和三十五年度は、政府資金の借入金一十億円で、合計額三十億円をもつて充足することとなつております。

本法案は、二月十日本委員会に付託され、同月二十五日渡邊厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、四月二

十八日質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和三十五年五月六日
提出者
議院運営委員長 荒松清十郎
委員長

〔三和精一君登壇〕
○三和精一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。

本案は、先刻議決されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案において一般職の職員の俸給月額が改訂されるに伴い、国会議員の秘書の給料月額を一般職の職員と同様に増額するものであります。月額二万三千三百円を二万四千四百円に改訂するものであります。

何とぞ御賛成あらんことをお願ひ申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

本案施行に要する経費本案施行に要する経費は、約九百四十六万円である。

○副議長(中村高一君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事三和精一君。

〔三和精一君登壇〕
○三和精一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。

本案は、先刻議決されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案において一般職の職員の俸給月額が改訂されるに伴い、国会議員の秘書の給料月額を一般職の職員と同様に増額するものであります。月額二万三千三百円を二万四千四百円に改訂するものであります。

何とぞ御賛成あらんことをお願ひ申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

一般職の職員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法の施行に要する経費は、約九百四十六万円である。

農地法の一部を改正する法律案
(内閣提出)及び農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣)

提出の趣旨説明

○副議長(中村高一君) この際、議院通商委員会の決定により、内閣提出、農地法の一部を改正する法律案、及び、同、農業協同組合法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

官報(号外)

○國務大臣(菅野和太郎君) 農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

農地改革及び農業協同組合法の制定は、農村における民主的傾向の促進、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上とをはかることを期して行なわれたのであります。自來十一年、最近におきましても、農民みずから創意によりまして農業経営の合理化をはかるために、法人組織による農業經營を行なおうとする動きが高まっておりましたことは、すでに御承知の通りでござります。

このように、農民みずからの創意によりまして農業経営の合理化をはかるとする動きが高まって参りましたことは、一面におきまして、農地改革や農業協同組合に関する施策の成果の現われと見ることができると存ずるのであります。

ありますが、また、一面におきまして、現行の農地法、農業協同組合法等は、このような法人組織による農業經營の発生を予想しておりませんことから、これに対応する規定を欠いておりますために、これらの動きは、これら現行の法制の整備を要請しているものと見ることができます。

すなわち、農地法は、農地改革の成果を維持することを主眼といたしまして、農地の権利移動の統制をし、小作地の所有制をし、その他小作関係の調整をいたしておりますが、法人組織による農業經營を行なおうとする場合に、これらの統制規定をどのように適用すべきかにつきましては、必ずしも明確ではないのであります。また、農業協同組合法につきましても、生産の全面的な共同化を内容とする農業經營を農業協同組合が行なうことは認められず、その構成員の最低限度を十五人としておりますことは、農業協同組合が農業經營を行なう場合の最低限度として必ずしも適当でないと考えられます。

以上の点にかんがみまして、この際、農民の創意を生かし、現行法の原則に沿つて法人組織による農業經營を行なえるよう、早急に関係法律の規定を整備したいといふのが、今回両法案を提出いたしました主目的でござります。

なお、以上の農地法の改正に伴いまして、要件を満たす法人の構成員等は農業委員会の委員の選挙権及び被選挙権を与え、また、果樹農業振興資金や有畜農家創設事業の施策の要件を満たす法人に対しても行ない得るよう、附則で國税法律の規定を整備することとしております。

○副議長(中村高一君) この際、議院通商委員会の決定により、内閣提出、農地法の一部を改正する法律案、及び、同、農業協同組合法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

次に、法案の主要点を御説明いたしますと、まず、農地法の一部を改正する法律案につきまして、

第一に、法人が農地の使用収益権を取得する場合の許可基準でございますが、実質的に自作農の延長发展と見られるような法人に限り許可を行なうことが適当であるという考え方から、試験研究または農事指導の用に供する等、相当の事由がある場合を除きましては、一定の要件を満たす法人、すなわち、その法人の事業が農業及びこれに付帯する事業に限られ、その法人の構成員となる農民は、すべてその法人に農地を貸し付け、かつ、すべてその法人の事業に常時従事する者であるという要件を満たす法人に限りまして許可を行なうこととしております。

第三に、要件を満たす法人が、許可後においてその要件を欠くに至りました場合、またはその法人の構成員が、貸付地を引き揚げまして、もとの自作農に戻りますことがあらうという考え方によれば、そのような場合には、その法人に農地を貸付けております構成員が、貸付地の要件を満たす場合は、その法人の構成員でなければ、農業協同組合が農業經營を行なうことができる

こととしております。現行法のもとでは、一定の要件を満たす法人が、貸付地の農業經營を行なうことができるようとする要請によりますことは妥当であらうという考え方のものにて、貸付契約の解約等をいたしました場合の許可の基準を整備することといたし、一定期間内にその解約等を行なわれないような場合で、その貸付地が農地改革により創設された土地となります場合には、その貸付地の農業經營を行なうことは認められますが、最近見られますよろくな、農業の経営を法人組織により行なつて農業生産の合理化をはかるうとする要請によつて、土地の兼併とか、実質的な不在地の発生とか、あるいは小作料統制の逸脱等、農地法の基本原則に反する事態を招くことのないよう、これを未然に防止するという趣旨のものに、取得し得る権利の種類は、試験研究または農事指導の用に供する等、相当の事由がある場合を除きましては、賃借権及び使用貸借による権利に限定しております。そして、要件を満たす法人につきましては、農地の借り受けの最高制限面積を、その構成員の属する世帯の数に応じて引き上げることといたします。

次に、組合員の数につきましては、現行法のとでは、農業協同組合の設立には組合員が十五人以上必要とされておりますが、当面農業經營の共同化の予想されますのは、二戸、三戸といった小規模な地域的または血縁的な結合に基づく団体も多いと考えられますので、農業經營のみを行なう農業協

小農は農業外へ整理して、農業經營を構造転換しようとしているのに比べて、その經營の内容が違うと思ひます。が、どうでしょか。

あまりにもその開きが大き過ぎると思ひます。が、どうでしょか。

合同小委員会が取りまとめた農業の基本問題と基本対策によれば、さきにも触れましたように、今後十年間に農業従事者を千百五十万人に減らす、すなわち、年平均約四十万人の働き手を毎年農業外に派出していくということになつています。これは、貿易自由化を前提としつつ、会社法人によつて農地を一部の富農の手へ集中し、零細農を切り捨てていく構想につながるものであると考えられます。が、いかがでしょか。また、現在、農業外の第二次、第三次産業部門でも失業者の処理がつかず、ことに、あれだけの社会問題を引き起としておる炭鉱離職者の新規就職のめどもつかず、何の保障もできないうような現自民党政府が、この上年四十万人も農業部門からはじき出されるところの農民に、一体どのような新しい仕事を与える見通しを持つておられますか、総理並びに農林大臣の責任ある御答弁をお伺いいたしたい。

次に、農業法人は組合法人の形を原案が会社法を認めておることは、農民の一部を土地資本を所有するところの資本主義的農業企業者へ、他の農民

自作農の発展形態としての農業生産協同組合へ、農民が農地所有権まで出資できるようすにすべきではないでしょか。すでに、現実に、農民の間から、農地所有権まで出資し合って合理的な共同經營をやろうとする意欲が各所に現われてきておることを、政府はどうぞ見ておられるのでありますか。

次に、農業法人問題の前提として、農産物に關係する貿易自由化は今にわかれに行なわないことを強く要求いたしました。農産物の貿易自由化が行なわれたならば、現在の日本の農産物で、外國農業と太刀打ちができるものが、一部の果樹作物を除いて、何一つでもあります。もしも農産物輸入の自由化が進められるならば、現在の零細な過小農經營はもとより、法人化された農業經營といえども、その存立の基礎を失い、農村は破産と失業の大混乱に陥ることを憂うるものであります。(拍手)

この点、農林大臣及び池田通産大臣の御見解を承りたい。

次に、貿易・為替の自由化をやる前に、西ドイツのごとく、農業への財政金融措置を大幅に拡大して、思い切つた農政の大転換をやらなければならぬと考えます。適切な財政金融措置の裏づけなしに、ただ法人化の形式的法制化をして、農業經營の発展はあり得ないと考えます。(拍手)この点について、予算並びに財政投融資等の面で積極的な措置をとるべきであると思いま

最後に、農地改革が、多年社会的にも経済的にも圧迫され搾取されてきたことは、この運動は、今日もなお続いているものと見るべきでありましょう。この意味から、農民の手足を縛るような法律体系やその他の施策は追放されなければなりません。あらゆる助成政策は、農民を政治権力やボス支配の手中に従属させることであってはなりません。個々の農民の人間的向上、農業への長期的発展を目的として、農民みずからの意欲を援助するものでなければなりません。農業法人化をめぐるこの法制的改革は、それ自体、そのよなほな本農政の自己改革、その根本的な自己変革の発端として重視していきたい。以上希望意見をつけ加えまして、私の質問を終ります。(拍手)

業に比して、その成長率が劣つておるということは、はつきりと数字に現われております。また、日本の農業を他の外国の農業に比べますと、いろいろな点において日本の農業が非常に立場が悪いということを、これは事実でござります。一体、そちらの国々よりも一そく勤勉でもうな点はどこからきてるかといふことが、それにもかかわらず、そういうような点はどこからきてるかといふば、言うまでもなく、農地が限られておつて、しかも、農村の人口が非常に多いというところに基因しまして、日本の農業經營がきわめて零細である、従つて、近代的技術を取り入れるとか、生産性を向上するにしましても、非常に限られた限度にあるといふことからきてるようと思われるのあります。こういう意味において、この日本の農村の将来を考え、農業といふものの立て直しを考えていくならば、どうしても、いわゆる農政が一つの曲がりかどにきておるといふことがいわるのでござります。政府としましては、その根本的なことについては、御承知の通り、農林業の基本問題についての調査会におきまして、有識者を集めさせて、この十分な検討をしておるところです。もちろん、その結果を得まして、総合的には——具体的

められたわが國農業の特質である小農制の壁に対する、伸びようとする農業生産力の挑戦としてとらえることがであります。

岸総理は、今国会の施政方針演説並びに委員会等において、たびたび農業の生産性向上を説かれておるわけであります。ですが、言うまでもなく、わが國農業の低生産性は、狭い農地に対する過剰な労働力投下が災いしているところでは、ひとしく認められているところであります。このように考へるならば、今回の改正は、農業法人の名をもつて提出されはおりませんが、その目さすところは、農業の近代化、農業生産性の向上に通ずるものでなければなりませんことは明らかでございます。

(拍手)過般明らかにされた農業基本問題調査会の中間発表にも示されておる

ことく、農業構造の組みかえは必至と見られ、その転換は、これから農業政策、いな、わが國経済政策の重大な課題となつておるわけであります。岸

総理は、このよしな転換期に立つ日本農業をいかに考へるか。農協法、農地法の一部改正による農業法人を、これら転換期に立つ農業の隘路打開の一方

として考へておるのであらうか。農業近代化と農業法人との関連につき、岸総理の所信をお尋ねいたしたいと思ふわけでございます。(拍手)

また、農業法人が農業近代化への道を示すものでなければならぬことは

言うまでもございませんが、同時に、それが農民の意思に沿つた近代化への道でなければならぬことは、申し上げるまでもございません。昨年、全国農業会議は、農業法人問題について、農業法人制度の成立につき支障となるよう、その法制的措置を講ずることと、農民の創意を助長し、農業經營の近代化を促進すること等をうたつておるわけでございます。また、衆議院農林水産委員会の決議においては、その第一項におきまして、「すみやかに農業法人制度の法的措置を講じ、これが育成を期すること。この場合、農地法およびこれに基く農業関係諸法律の原則を変更することなく、農民の創意を助長し、農業生産の共同化等農業經營の近代的合理化を促進し得るよう考慮すること」としておるわけでござります。この衆議院農林水産委員会の決議にも見られますが、農民の要求す

ることと、農業法人は、農業生産の共同化を通して貿易自由化を推進しようとしておるのではないかとさえ思われるのをございます。岸総理は、農業近代化的促進について、今回の一部改正で十分と考えるかどうか、この点についての所信を承りたいと思ふわけでございます。次に、具体的問題について菅野農林大臣代理にお尋ねしたいと思います。

第四には、小作人の法人参加を認めておるという点でございます。すなはち、又小作のとき感があるわけであります。農地法に基づく自作農主義を貫く限り、小作人をなくすことが本質的でなければなりません。又小作を認めることは主客転倒のたぐいわざくないわけでございます。しかし、今回の改正案は、共同化、合理化を指向する何ものもないのではないかといふ疑問を持たざるを得ないわけでありま

すなはち、適格要件において、第一項の範囲内を限度としておるわけであります。これでは、農地法に基づく農業法人も、農協法に基づく生産農協も相違は全くございません。これは、いざなうに農民を混乱させるわけでござります。法人化は、いずれか一方に元化すべきではなかったであります。社員、株主に至るまで、法人に参加し得る世帯員に限定し、法人組織の有機性を奪うものではないかという点でございます。

第三は、法人の耕作し得る農地を、現行農地法に許された個人の所有可能面積に法人に参加した世帯数を乗じた面積のみとしておるわけでございまして、個人に対しては現行農地法でも例外措置を認めておるにもかかわらず、農業法人に対しては、極端にその点を制限しようととしておるわけでございまして、個人に対しては現行農地法でも例外措置を認めておるにもかかわらず、農業法人に対する法的制限としておるわけであります。これでは旧地主の復活のおそれ抱くことなく、近代化をめざすための農業法人も、農民の願いとは全くかけ離れた、単なる税金対策としか受け取れません。法人問題も今では全くその性格を異にしておる、そして、法人化は本来農業近代化の一歩であることは、先ほど申し上げている通りでございます。こうしたことを政府はあらためて認識しなければならないわけであります。菅野農林大臣代理に、私が指摘いたしました諸点を含めて、農業法人に対する認識並びに今後の法人化の方向をお尋ねいたしたいと思うわけでございます。

第五には、農協法を改正し、農協による農業生産の道を開いたが、農業を行なう農協も、農地法に基づく適格要件は小さな農地を農民に押しつけよう

ところの自主的な農業法人に対する要望といふものは、日本農業の零細化の現状にからんでみて、これの經營を共同化し、そして近代化していく、そして、生産性を上げ、所得を上げていく、という願望にはかならないのであります。私どもがこの農業法人の制度を認めるということは、その趣旨にはかならないのです。

第二は、そういう意味において、農民の創意を助長し、共同化、近代化を進めていく上において、今回の農業法人を認めることで、はたして十分であると考えておるか、ということです。ざいますが、もちろん、これだけでも十分であるということは考えられません。また、農業法人の問題も初めて認めるわけでございまして、今後、農民の創意により、自主的な努力により、これの発達助成といふものに対する国家の政策よろしきを得まして、十分にその目的を達するよういたしたいと思います。

第三は、農地法の改正についてどう考えておるかといふ問題でござりますが、言うまでもなく、今御指摘になりました農地法の基本といふものは、かつてありました地主と小作人の封建的な関係を打破して、そうして、自作農を中心とした農村の解放を意味しております。その基本はこれを変えるべきものでないことは言うを待ちません。そういう意味において、私は、農

地法の改正については考えておりません。
最後に、工業の計画的、地方的配置を考えるために特別の立法等を考えたならばどうか。工業立地の問題についてお聞きしても、いろいろな点から調査し、また、いわゆる後進地域における産業の基盤であるところの動力の問題であるとか、交通の問題であるとか、港湾の問題であるとか、いろいろな問題につきまして従来努力をするとともに、なるべくそういう方面に工業が分散されることを指導して参つておりますが、それをきめるところの法律を立法すべきかどうかといふようなことにつきましては、なお検討を要する問題だと考えます。(拍手)

ここに工場を設けるということやうなことは、今の段階では行き過ぎと考えております。今後におきまして十分適正地域を調査いたしまして、政府の誘導によります。今直ちに法的にこれを規制するだ、今直ちに法的にこれを規制するといふことにつきましては、今後十分検討したいと考えております。(拍手)

な意味の御質問があつたと思うのですが、この法案では、自作農の延長発展と見られるような法人に限り農地の使用収益権の取得を認めることといたしておりますので、法人の構成員を、法人に農地を貸し付ける者またはその世帯員に限るというふうにいたしましたわけであります。

第三に、法人の耕作面積を、法人の所有可能面積に法人参加世帯数を乗じた面積とし、現行農地法でも例外措置を認めておるにかかわらず、法人に対するは極端に制限しておるではないか、というお尋ねであったと思うのですが、法人に農地の使用収益権の取得を認める面積につきましては、個人の場合との均衡を考慮いたしまして、現行法の規制を緩和することとしたしております。しかし、法人という形を利用して大面積の土地の支配が行なわれるようなことは好ましくないので、これを一定の範囲内にとどめることとしたのであります。

次に、小作人の法人参加を認めておるということについてお尋ねがあつたと思いますが、小作人といえども法人に参加する道を開く必要がありますし、また、小作地の適格法人への転貸については、法人自身が自作農の延長発展と見られるような形のものでありますからして、これを一般の小

最後に、農協法を改正して農協による農業生産の道を開いたが、農業を行なう農協も、農地法に基づく適格要件の範囲内に限定しておる。これでは、農地法に基づく農業法人と農協法に基づく生産農協も相違は全くない。といふようなお尋ねであったと思うのであります。が、今回の立法措置の考え方では、農地法の要件を満たすものではあります、農協でも会社でも、農地の使用収益権の取得ができるような道を開く趣旨でございまして、いかなる經營形態をとるかは、これは現段階では、農民の自主的な選択にまかした方がいいのではないかということにしておりました。組合法人がいいか会社法人がいいかなどということは、今後の推移を見て検討してみたいと考えておる次第であります。

なお、農業法人の単独法を制定する意念があるかないかというお話をありましたが、これも、今回の改正法によつて一応推移を見て、その上で検討してみないと考えておる次第であります。(拍手)

○副議長(中村高一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(中村高一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

大藏大臣 佐藤 榮作君

厚生大臣 渡邊 良夫君

通商產業大臣 池田 勇人君

運輸大臣 橋本 渡君

國務大臣 赤城 宗徳君

國務大臣 菅野和太郎君

國務大臣 中曾根康弘君

國務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

法制局次長 高辻 正巳君

厚生省医務局長 川上 六馬君

農林省農地局長 伊東 正義君

運輸省船舶局長 水品 政雄君

運輸省航空局長 辻 章男君

郵政政務次官 佐藤虎次郎君

電気通信監理官 松田 英一君

(通知書受領)

一、去る四月二十七日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本道路公團法の一部を改正する法律

一、去る四月二十七日、内閣を経由し、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

一、去る四月二十八日、内閣を経由し、日本銀行政策委員会議長山際正道君から清瀬議長宛、日本放送協会昭和三十三年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

建設業法の一部を改正する法律

中小企業業種別振興臨時措置法

道路整備特別会計法の一部を改正する法律

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律

一、去る四月二十八日、内閣を経由し、日本銀行政策委員会議長山際正道君から清瀬議長宛、日本銀行法第十三条ノ三十号の規定による報告書を受領した。

一、去る四月二十八日、内閣を経由し、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田第一君及び中山泰平君を任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四月二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

総理府設置法の一部を改正する法律

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律

弁理士法の一部を改正する法律

地方公営企業法の一部を改正する法律

度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

(通知書受領)

一、去る四月二十六日、内閣を経由し、郵政大臣植竹春彦君から清瀬議長宛、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和三十三年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

(通知書受領)

一、去る四月二十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

の政府委員はそれぞれ自然消滅になつた。

(常任委員辞任)

始閑 伊平君 中川 俊思君
保科善四郎君 柳田 秀一君
青木 正君 丹羽喬四郎君
星島 二郎君 吉川 兼光君

法務委員

亀山 孝一君 武藤 武雄君
白井 庄一君

社会労働委員

鶴屋 舞一君

運輸委員

三池 信君

通信委員

賀屋 興宣君

建設委員

星島 二郎君 木下 哲君

農業委員

廣瀬 正雄君 保科善四郎君

予算委員

青木 正君 中川 俊思君

社会労働委員

廣瀬 正雄君 小澤 貞季君

予算委員

古川 丈吉君 山下 春江君

運輸委員

石田 博英君 山田 蘭一君

議院運営委員

天野 光晴君 三郎君

議院運営委員

長谷川四郎君 田中継之進君

議院運営委員

木下 哲君 久野 忠治君

(常任委員補欠選任)

高石幸三郎君 二階堂 進君

議院運営委員

志村清一及び建設省河川局長山本三郎は去る一日付転退職したので、そ

昭和三十五年五月六日 来議院会議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十五年五月六日 衆議院会議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告

五〇四

母子福祉資金の貸付等に関する法律 の一部を改正する法律案（内閣提出 第二二〇号）（参議院送付）	弁理士法の一部を改正する法律案 地方公営企業法の一部を改正する法 律案
一、去る二日委員会に付託された議案 は次の通りである。 地代家賃統制令の一部を改正する法 律案（内閣提出第一三六号）	一、去る二日委員会に付託された議案 は次の通りである。 地代家賃統制令の一部を改正する法 律案（内閣提出第一三六号）

建設委員会 付託	（回付議案要領）
一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。	一、去る四月二十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三四号）	（議案通知書要領）
（予）	一、去る四月二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三五号）（予）	知書を受領した。 日本道路公団法の一部を改正する法律案

以上二件 大蔵委員会 付託	（質問書提出）
（議案通知）	一、去る四月二十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
一、去る四月二十六日、次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。	中央自動車道予定路線法案提出に関する質問主意書（中島義君提出）
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案	中国人強制連行殉難者に関する質問主意書（平野三郎君提出）
総理府設置法の一部を改正する法律案	
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案	
一、去る四月二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	
地方交付税法等の一部を改正する法律案	

昭和三十五年五月六日 衆議院會議錄第二十九号

明治二十二年五月一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円
(配達料金共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三一
郵便番號二二二